

令和6年度
デジタル導入モデル創出助成金
(デジタル導入支援事業)
公募要領

<募集期間>

令和6年4月15日(月)～6月13日(木)

目次

1	事業の目的.....	2
2	用語の定義.....	2
3	事業概要	2
4	助成対象経費	3
5	応募手続	4
6	採否の決定方法.....	5
7	助成事業の流れ.....	6
8	交付条件	6

(様式) 令和6年度 デジタル導入モデル創出助成金 事業計画提案書

1 事業の目的

本事業は、AI・IoT 関連システムなどのデジタル化を推進する製品・サービスを導入し、データ収集・分析・活用等を通じて県内企業の付加価値向上が期待できるモデル的な取組を支援するほか、IT 企業と連携した県内同業他社等への横展開を見据えた上述の製品・サービスの実証開発を支援することで、デジタル導入による県内中小企業の生産性や付加価値の向上を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「導入企業」とは、製品・サービスを導入する企業をいう。
- (2) 「IT 企業」とは、製品・サービスを開発、提供する企業をいう。
- (3) 「販売者」とは、開発製品・サービスを他社へ販売する、導入企業又は IT 企業をいう。

3 事業概要

項目	一般枠	横展開枠
対象事業	AI・IoT 関連システムなどデジタル化を推進する製品・サービスを導入し、データ収集・分析・活用等を通じて付加価値向上が期待できるモデル的 ^{※1} な事業	販売者による県内同業他社等への横展開 ^{※4} を見据えた製品・サービスの実証開発を行う事業で、一般枠と同様の効果が期待できるモデル的な事業
対象者 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ◆新潟県内に本社又は主たる事業所、工場を設置している中小企業者^{※3} ◆成果効果等の公開に協力可能な者 	<ul style="list-style-type: none"> ◆導入企業、IT 企業で構成する共同事業体 ◆助成金交付先は共同事業体の代表者とし、共同事業体の代表者は、導入企業又は IT 企業とする。 なお、当公募要領 8 交付条件◆導入企業及び販売者を参照の上、代表者を決定すること。 ◆<u>共同事業体を構成する導入企業及び IT 企業は、「一般枠」の条件をみたす者とする。</u>
事業期間	交付決定の日から令和 7 年 2 月 20 日（木）まで	
助成率	助成対象経費の 1 / 2 以内	
助成上限	1 件当たり 250 万円	1 件当たり 500 万円
採択件数	5 件程度	1 件程度

※1 「モデル的」とは、新潟県内での取組が少なく、事例として他の中小企業者への波及効果が期待できることをいう。なお、新潟県内で実施する取組を対象とする。

※2 対象者は、以下のものを除く。

- ①助成金の支払時点で破産している者。
- ②新潟県の県税の納税義務を有する者で事業税等を滞納している者
- ③公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）に対する債務等の支払いが滞っている者

- ④過去に機構から助成を受け、不正等の事故を起こしている者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者等

※3 中小企業者とは、下表に示す資本金基準又は従業員基準のいずれか一方の基準に該当する法人をいう。（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当する者）

主たる事業として営んでいる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

ただし、上記基準を満たしていても、次の企業は対象とならない。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上が同一の大企業（特定ベンチャーキャピタル及び県内を本社所在地とする大企業は除く。イ及びウも同じ。）の所有に属している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上が大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者）の所有に属している中小企業者
- ウ 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者
- エ 学校法人、宗教法人、NPO法人、社会福祉法人、医療法人、士業法人等

※4 横展開とは、販売者が、開発後3年間において共同事業体以外の県内同業他社等への販売・導入実績3件以上（年間1件以上）及び付加価値向上9%以上（年間3%以上）を見込む取組をいう。

4 助成対象経費

(1) 経費区分・内容

経費区分	内 容	一般枠	横展開枠
ソフトウェア導入費	専ら本事業のために導入企業で使用されるソフトウェアの購入、利用、開発に要する経費	●	●
ハードウェア導入費	専ら本事業のために導入企業で使用される、機械装置（機械、装置、部品（センサー等））、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機等）の購入、製作、改良、据付、運搬に要する経費	●	●
横展開経費	販売者による県内同業他社等への横展開を見据えた製品・サービスの開発に必要な、事業に従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費（給与その他手当）、原材料費、外注費、役務費、使用料及び賃借料、機械装置・工具・器具の購入、製作等関連経費、資料購入費、調査分析費等		●
専門家経費	本事業の実施に当たり、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する謝金や旅費	●	●
その他経費	本事業の実施に必要な経費のうち、本事業のために使用されることが特定・確認でき	●	●

	るものであって、他のいずれの区分にも属さないもの		
--	--------------------------	--	--

(2) 助成対象経費の基本的な考え方

- ◆公的資金を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規制・正確性に十分留意すること。
- ◆事業期間内に契約・支払が完了する経費であること。
- ◆助成対象であること（使途、単価、規模等）の確認が可能で、かつ、本事業に係るものとして明確に区分できる経費であること。

(3) 助成対象外経費

- ◆消費税・振込手数料
- ◆汎用性があり、目的外使用となり得るもの（事務処理用のPC関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、インターネット回線料金、PaaS及びIaaSの利用料金等）
- ◆従量課金方式のサービス利用料金
- ◆その他本事業と関係ない経費

5 応募手続

(1) 公募期間

令和6年4月15日（月）から6月13日（木）17:00まで

(2) 提出書類

①事業計画提案書

②添付書類

- ②-1 事業の内容が分かる資料（システム・機器等のカタログ等）
- ②-2* 法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書）、個人事業者の場合は開業届の写し
- ②-3* 直近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の内訳書）の写し（創業3年未満の場合は1期分または2期分）
- ②-4* 新潟県税の納税義務を有する者は納税証明書（未納がないことの証明用）
- ②-5 【該当する場合】パートナーシップ構築宣言文（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/>）において掲載済みのもの。）

※ 横展開枠の共同事業体に参加する者は全て、②-2、②-3、②-4を提出すること

※ 提出書類は、できる限りA4サイズに統一すること。

(3) 提出先等

提出書類一式を作成の上、電子メールやファイル共有サービス等の電磁的方法により公募期間内に提出すること。

[提出先]公益財団法人にいがた産業創造機構 デジタル化支援チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL: 025-246-0069 電子メール: it@nico.or.jp

(4) 応募に際しての留意事項

- ◆当助成金の一般枠及び横展開枠については、併願申請可能とする。ただし、当該年度で同一の者からの同区分への応募は1件に限る。
- ◆応募にあたって、提出書類の記載に明らかな不備がある、必要書類が添付されていない場合は不採択とする。
- ◆同様の内容で、機構、国、県、市町村、その他団体から助成金等が支出されている事業は対象とはならない。

6 採否の決定方法

(1) 審査方法等

提出された公募申請書等に基づき、外部有識者による、一般枠は書面審査、横展開枠はプレゼン審査により審査を行う。その審査結果を参考に採否を決定する。審査では、事業内容や事業の実現可能性等の観点から審査を行う。申請多数の場合、当機構職員による事前審査を行う場合がある。

【審査の視点】

◆一般枠

- ・生産性や付加価値の向上への取組内容
- ・システム・機器等の導入、データ利活用により達成される効果
- ・県内事業者への波及効果
- ・パートナーシップ構築宣言登録事業者の参加

◆横展開枠

一般枠の視点に加えて、以下の視点で審査する。

- ・開発製品・サービスによる、導入企業及び販売者の付加価値向上の効果
- ・開発製品・サービスの事業性、競争優位性
- ・県内企業への横展開の見込み

(2) 採否の通知

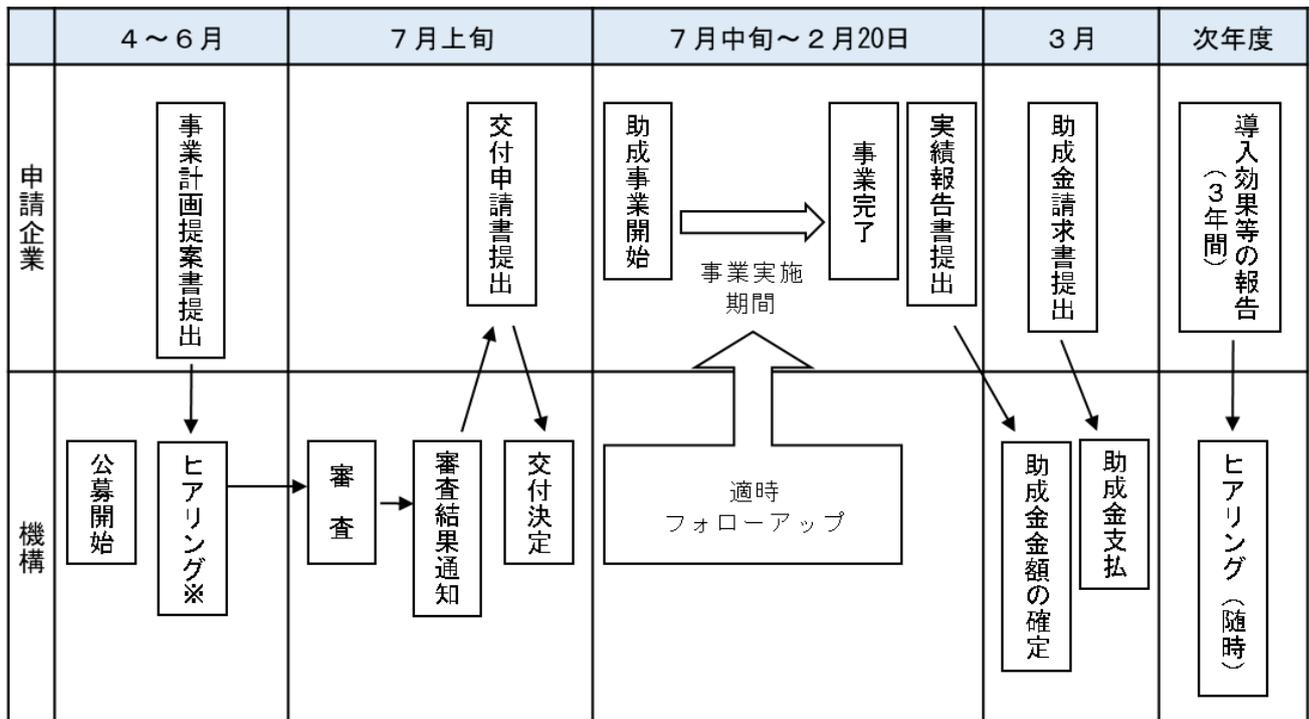
採否の結果については、応募者宛て電子メールにより通知する。

採択者は、別途「デジタル導入モデル創出助成金交付要綱」に基づく、助成金交付手続が必要となる。

(3) 公表

原則として、採択となった場合には、社名、事業テーマ、事業概要等を公表する。

7 助成事業の流れ



※ 横展開枠についてヒアリングを実施する。一般枠については原則実施しない。ただし、当機構より求めがあった場合は、協力すること。

8 交付条件

助成金の交付決定を受けた場合は、以下の事項を遵守すること。

◆申請代表者

- ・事業内容及び経費配分の変更については、機構の承認を得ること。ただし、真にやむを得ない場合以外は認められないものであること。
- ・事業途中での中止や廃止は、当機構の承認を得ること。ただし、真にやむを得ない場合以外は認められないものであること。
- ・事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに報告し、その指示を受けること。
- ・事業完了後、実績報告書を提出すること。

◆財産取得者

- ・事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- ・事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に機構の承認を受けること。また、処分により収入があった場合には、機構の指示に従いその収入の全部又は一部を県に納付すること。

◆導入企業及び販売者

- ・事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類については、導入経費に係る書類は導入企業、横展開経費に係る書類は販売者が、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

- ・導入企業は、事業終了後3年間、導入設備・システム等の導入効果や付加価値増加額、決算状況等を9月末日、3月末日までに報告すること。また、本事業に関する当機構の調査に協力すること。
- ・販売者は、事業終了後3年間、開発したシステムの販売・導入実績、決算状況等を9月末日、3月末日までに報告すること。また、本事業に関する当機構の調査に協力すること。
- ・成果・効果の発表や機関誌への事例掲載等を求めることがあるので、協力すること。